

経済産業大臣
齋 藤 健 様

福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ
十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

令和 6 年 7 月

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

東日本大震災の発災から、13年4か月が経過いたしました。本県においては、未曾有の震災被害から立ち上がり、強い気概をもって、地域の復興に総力を結集し取り組んでおり、復興の完遂に向けた歩みを着実に進めているところです。

しかし、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）が令和5年8月24日から海洋放出されたことに伴い、農林水産物等の取引価格低下や一部の国・地域が講じた禁輸措置等、生産者、事業者は、誠に深刻な事態に陥っています。このことは、本県産業の復興への歩みを著しく阻害するものであり、誠に由々しき事態です。

東京電力ホールディングス株式会社は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策として、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲裁案の尊重」の「3つの誓い」を公表していますが、残念ながらいまだにその誓いは履行されていません。

福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）由来の損害について、県内の生産者、事業者からは、依然として損害賠償に係る東京電力ホールディングス株式会社の対応に大変苦慮しているとの声が寄せられていることに加え、処理水の海洋放出、廃炉等の工事に伴う度重なる事故についても、迅速な公表及び説明が適切に履行されてきたとは言えない状況が続いている。

特に、今般の処理水海洋放出に伴う風評被害は、主に中国・香港等の水産物禁輸措置等に伴う部分が大きく、国の外交政策とも密接なかかわりがあるものと考えられるところです。

以上のような現況において、農林水産業を基幹産業とする本県にとって、原発事故による風評被害のこれ以上の拡大と賠償に関する遅滞を招くことは断じて容認できず、県内の生産者、事業者、関連企業、そして県民は大きな不安を感じています。

つきましては、国が前面に立って、原発事故及び処理水の海洋放出にかかる対応について、政府の責任の下、今後とも確実な対策が講じられるよう、次のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 福島第一原子力発電所事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

原発事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

特に、処理水の処分については、令和5年8月24日から海洋放出が開始されています。

本県では、従来から一貫して海洋放出以外の処分方法の継続検討とともに、県民が不利益を被ることのない万全な風評被害の対策と事業者のなりわい支援、損害の迅速かつ適切な賠償を求めてまいりましたが、一部の国・地域が日本の水産物を輸入禁止にした措置により、県内の水産業や水産加工業等に甚大な実害が発生しています。

国は、東京電力ホールディングス株式会社をしっかりと指導・監督し、被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう強く求めます。

さらに、今回の水産業関連で発生した処理水放出にかかる実害は、国の外交政策にも関連があることから、国が前面に立ち、引き続き主体性や責任を持って、セーフティーネットの仕組み等をつくり、多様な措置を講じるよう求めます。

加えて、地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

2 処理水の海洋放出に伴う賠償及び賠償請求手続の抜本的な改善

処理水が海洋放出されたことに伴う風評被害が発生し、主に水産物等の取引価格低下や一部の国・地域が講じた禁輸措置等により、生産者、事業者は、深刻な事態に陥っています。

賠償請求に当たっては、被害の実態を立証するため、証憑類の提出を求められていますが、生産者、事業者は、そもそも賠償請求を事前に想定しておらず、証憑類の準備には多大な時間と労力を要し、大変苦慮しています。また、口頭での予約販売を行っている生産者、事業者も多く、賠償自体が困難となる事案が多発しています。

さらに、東京電力ホールディングス株式会社は、賠償請求手続について、東日本社の承認、決裁を要しており、仙台・石巻等の現場に近い出先機関には権限がなく、賠償に至る期間の長期化や現場との乖離が発生しています。

以上を踏まえ、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、賠償手続の代行や統計資料等の活用など、請求手続の抜本的な改善を図るよう指導を徹底し、また同社として、県内に賠償支払手続の決定権限機能を有する人員を置くよう求めます。

3 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」において決定した海洋放出処分が令和5年8月24日に開始されましたが、ナマコやアワビ、ホタテについては、処理水の海洋放出後に一部の国・地域が講じた禁輸措置により、国内価格が下落していることから、影響を受けた事業者等に対して、東京電力ホールディングス株式会社が主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償を行うよう、国がしっかりと指導・監督することを強く求めるとともに、一部の国・地域における禁輸措置の一時も早い解除に向け行動することを強く求めます。また、今後の海外輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤについては、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

さらに、引き続き風評被害の発生を防ぐため、処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、処理水に含まれるトリチウムをはじめとする放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の継続的な実施を求めます。

加えて、福島第一原子力発電所の廃炉対策に当たっては、政府として国が正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明し、万が一にも事故や被害が発生しないよう指導・監督し、万全な管理体制が構築されるよう求めます。

4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

原発事故に伴う放射線・放射能による影響等について、国民一人一人が正しく理解し、不安を解消できるよう、国は、リスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、様々な機会を捉え、より効果的な手段で正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。特に、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うよう求めます。